

別表（第 14 条関係）

【利用調整基準指数表】

(1)基本指数表

保護者の状況			基本指数
保育が必要な事由	細 目		
就労（居宅外就労）	月実働 160 時間以上就労している（1 日 8 時間以上かつ月 20 日以上）		10
	月実働 140 時間以上 160 時間未満就労している（1 日 7 時間以上かつ月 20 日以上）		9
	月実働 120 時間以上 140 時間未満就労している（1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上）		8
	月実働 80 時間以上 120 時間未満就労している（1 日 4 時間以上かつ月 20 日以上）		7
	月実働 48 時間以上 80 時間未満就労している（1 日 4 時間以上かつ月 12 日以上）		6
自営業及び就労（居宅内就労）	月実働 160 時間以上就労している（1 日 8 時間以上かつ月 20 日以上）		9
	月実働 140 時間以上 160 時間未満就労している（1 日 7 時間以上かつ月 20 日以上）		8
	月実働 120 時間以上 140 時間未満就労している（1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上）		7
	月実働 80 時間以上 120 時間未満就労している（1 日 4 時間以上かつ月 20 日以上）		6
	月実働 48 時間以上 80 時間未満就労している（1 日 4 時間以上かつ月 12 日以上）		5
妊娠・出産	出産又は出産予定日の前後 8 週間の期間にあり、出産の準備又は休養を要する場合		8
保護者の疾病・傷がい	疾病など	入院又は入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能な場合	10
		通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合	8
		疾病により保育に支障がある場合	5
	心身障害	身体障害者手帳 1.2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A	10
		身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 2 級、療育手帳 B	8
		上記以外	5
同居親族の看護・介護	常時看護（介護）が必要のため保育が困難（月 20 日以上かつ週 40 時間以上の完全看護の場合）		10
	入院、通院、通所の付添のため保育が困難（月 16 日以上かつ週 20 時間以上の付添の場合）		7
	入院、通院、通所の付添のため保育が困難（月 12 日以上かつ週 12 時間以上の付添の場合）		5
災害	災害（火災、風水害等）による復旧活動のため、保育が困難な場合		10
求職活動	失業した日から 60 日までの期間		4
就学	学校教育法に定める学校又は職業訓練施設等に通学している場合		就労（居宅外）に準ずる
育児休業取得時	すでに保育を利用している子供が 5 歳児である場合		4
虐待・DV	当該児童、世帯の状況に応じて別途判断する		
町長が認める事由	当該児童、世帯の状況に応じて別途判断する		

- ※ 1 父母それぞれについて、本表により指数を求め、世帯の基本指数とする
- 2 保育が必要な理由が 2 つ以上にわたる場合は、基本指数の高い方とする
- 3 一日の労働時間には、休憩時間を含める
- 4 利用調整基準指数 = 基本指数 + 調整指数

(2) 調整指数表

児童の家庭の状況等	調整指数
児童を同居の親族(65歳未満)もしくは祖父母(65歳未満で町内居住)に預けることが可能である場合	-3
地域型保育事業の卒園児童である場合	5
利用児童以外の子の育児休業取得により退所し、復職時に申し込みをする場合	10
介護・看護が必要な同居親族が複数人いる場合	3
ひとり親世帯又は父母が不在の世帯	20
生活保護世帯で、就労による自立につながるが見込まれる場合	10
生計中心者の失業(本人の意に反した失業の場合に限る)	10
雇用主が保護者の配偶者もしくは保護者の三親等以内の親族の場合で就労に見合った収入がある場合	-3
雇用主が保護者の配偶者もしくは保護者の三親等以内の親族の場合で就労に見合った収入がない場合	-5
兄弟姉妹が同時に申し込みする場合	3
既に兄弟姉妹が保育所等を利用している場合	5
兄弟姉妹に保育所等への利用及び利用申し込みのない未就学児童がいる場合(当該児童が介護・看護の対象児童である場合、幼稚園の預かり保育を利用している場合を除く。)	-5

(3) 利用調整指数が同位の場合の優先順位

1	蘭越町に在住の者(転入予定者を含む)
2	利用者負担の未払い(支払期限を経過したもの)がない世帯
3	基本指数の高い世帯
4	兄弟姉妹が利用している施設を希望している場合
5	社会的・経済的状況